

修士（文学）学位論文審査の判定基準に関する申合せ

（2002年5月1日）
（文学研究科委員会）
審議・可決

改正

2020年4月1日

- (1) 修士論文は、高度専門職業人又は研究者としての問題解決の基礎的能力を身につけていることが認定できるものであること。
- (2) 修士論文の研究水準は、学術雑誌に掲載可能と判定される水準に達したものであること。
- (3) 具体的には、
 - ① 研究対象及び関連事項を精査したものであること。
 - ② 研究の目的及び方法が明確であること。
 - ③ 内容の展開が論理的であること。
 - ④ 記述の表現が厳密かつ適切であること。
 - ⑤ 研究上一定の成果が認められるものであること。
- (4) 中間発表会における学術討論、教育指導等の内容が、研究成果に反映されていること。

博士（文学）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2006年9月22日）
（文学研究科博士後期課程委員会）
審議・可決

1. 論文の受理

- (1) 博士後期課程在学中に学位論文を提出し、在学中に論文審査が終了する見込みがある場合は、博士学位論文（甲）として受理する。
- (2) 前号に定めるもの以外は、博士学位論文（乙）として受理する。

2. 博士論文審査

博士論文は、必ずしも該当研究の成果を集大成した膨大なものであることを要しないが、少なくとも当該研究分野に対する新しい知見を加えたものでなければならない。具体的には、次のような要件を必要とする。

- (1) 自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力を有すると認められる内容であること。
- (2) 従来の研究のまとめや整理ではなく、独創性が認められること。
- (3) 論旨に矛盾がなく、創意を支える論証が確かであること。
- (4) 文書が十分に推敲されていること。
- (5) 提出論文の一部又は全部がレフェリー制のある国内外の学会誌等に掲載された、若しくは掲載される予定の論文か、それと同等以上の研究水準に達したと認められるものであること。

3. 最終試験

最終試験は、博士論文を中心として、その専攻分野及び関連領域の学識について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

4. 学力の確認

- (1) 学力の確認は、学位論文に関係のある分野の科目及び外国語について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。
- (2) 学位申請者が次の各号の一に該当する場合は、学力の確認の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 博士後期課程に所定の年限以上在学し、かつ必要な単位を取得した者で、退学後 3年以内に学位論文の審査を願いだした者
 - ② 本学の専任教員で文学研究科の授業を担当している者
 - ③ 大学卒業後10年以上研究に従事し、優れた研究業績を上げた者

修士（学術）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2001年11月7日）
（人間生活学研究科）
（審査委員会決定）

改正

2007年4月1日

2020年4月1日

1. 修士論文審査

修士論文は、研究者又は高度専門職業人としての基礎的問題解決力を身につけていることが認定できるものを合格とする。具体的には以下のとおりである。

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 先行研究に関する情報収集が適切になされていること。
- (3) 研究目的を達成するための方法が適切であること。
- (4) 論旨の進め方が一貫しており、独創的な結論が提示されていること。
- (5) 学術論文としての形式が整っていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験

最終試験は、修士論文を中心として、専攻分野及びその関連分野の精深な学識について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

博士（学術）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2002年7月3日）
（博士（学術）学位）
（論文審査委員会決定）

改正

2007年4月1日

2020年4月1日

1. 論文の受理

- (1) 博士後期課程在学中に学位論文を提出し、在学中に論文審査が終了する見込みがある場合は、博士学位論文（甲）として受理する。
- (2) 前号に定めるもの以外は、博士学位論文（乙）として受理する。

2. 学位論文審査

学位論文は、学位申請者が研究者として自立して研究活動を行うことに必要な高度の研究能力を有していることが認定できるものを合格とする。具体的には以下のとおりである。

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 先行研究に関する情報収集が適切になされていること。
- (3) 研究目的を達成するための方法が適切であること。

- (4) 論旨の進め方が一貫しており、独創的な結論が提示されていること。
- (5) 学術論文としての形式が整っていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。
- (7) 当該学問分野における研究を発展させるに足る知見が見いだせること。
- (8) 博士論文の一部又は全部が、査読付き学術論文に申請者を第一著者として掲載された（又は掲載が決定している）か、若しくはそれと同等の研究水準に達したと認められるものであること。

3. 最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、それに関連のある複数の研究領域の学識について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

4. 学力の確認

- (1) 学力の確認は、学位論文に関連のある複数の研究分野の科目及び外国語について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。
- (2) 学位申請者が次の事項の一に該当する場合は、学力の確認の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 博士後期課程に所定の年限以上在学し、かつ必要な単位を修得して退学した者で、退学後3年以内に学位論文の審査を願い出た者
 - ② 本学の専任教員で人間生活学研究科の授業を担当している者
 - ③ 大学卒業後10年以上研究に従事し、優れた研究業績を上げた者
- (3) 前項(2)の認定は、学位論文総合審査委員会の議を経て行う。

専門審査委員会委員（副査）の指名に関する申合せ

（2001年11月7日）
人間生活学研究科
審査委員会決定

改正

2002年9月26日

2007年4月1日

2018年9月21日

1. 副査の資格

- (1) 副査は、当該論文審査を行うにふさわしい研究業績を有する本研究科教員とする。
- (2) 副査は、当該学位論文審査委員会又は当該学位論文総合審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員のうちから指名する。ただし、審査のために必要があると認めるときは、論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科修士課程担当相当の者、又は研究科博士後期課程担当相当の者を副査に指名することができる。

2. 副査の指名

- (1) 各専門審査委員会の副査は、以下の区分に従って、3人以上を指名する。
 - ① 主査が推薦する者（博士後期課程にあつては、副研究指導担当教員とする。）1人